

公益財団法人 橋谷奨学会 2016年度奨学生募集要項

趣旨：公益財団法人橋谷奨学会は、日本とインドネシア共和国との教育・学術・文化の発展及び相互理解を促進するため、日本の大学等で勉学中のインドネシア共和国籍の留学生に対して援助を行い、もって友好親善の増進に寄与することを目的とした事業を行っています。

2016年度の奨学生募集を次の要領で行います。

次の①～⑥の全てに該当する必要があります。

- ① 専門学校(ただし、1年以上の専門課程とする)、大学または大学院(研究生含む)に在学または入学を許可された私費留学生。
- ② **インドネシア共和国籍**を有し、修学または研究のため **student visa** で来日している者。
- ③ インドネシア共和国大使館に来日の報告をしている者。(領事館のみの届出は不可とします。)
- ④ 日本政府等、他財団から奨学金を受けていない者。
- ⑤ 年1回の「橋谷奨学生文化交流懇親会」に参加できる者。(毎年9～10月頃開催)
- ⑥ 奨学金支給終了後も当会との通信等を継続する意志のある者。

2.奨学金支給要件

- ① 2016年度の新規採用奨学生数は、若干名とします。
- ② 奨学金は、月額10万円とします。ただし、応募諸状況を勘案し、正規の奨学金額を変更して採用する場合があります。奨学金は原則として返還する必要はありません。
- ③ 奨学金は、在籍学校を通じて支給します。
- ④ 奨学金の支給期間は、原則として支給開始月から学校を卒業・修了するまでとします。ただし、年度末毎の審査に合格しなければ継続支給はされません。(5の③参照)
- ⑤ 次のような場合は奨学金の支給を停止します。
 - ア、勉学または研究の指導担当から、勉学または研究の継続に不適格と認められたとき。(留年あるいは、学業成績が著しく不良または長期欠席等のとき)
 - イ、素行不良のとき。
 - ウ、転学をしたとき。
 - エ、当会へ虚偽の申告をしたり、当会の定めに従わなかったとき。

3.応募方法

- ① 応募者は次の書類を作成または添付して**在籍学校事務局**へ提出してください。

ア、申請書	}	当会所定様式
イ、履歴・身上書		
ウ、推薦書		

 - エ、在学証明書または入学許可証明書
 - オ、成績証明書(現課程または前課程のもの)
 - カ、住民票または在留カードのコピー(国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの)
 - キ、作文(「日本留学にける私の期待と決意」をテーマとする1,000字以内、日本語で本人自筆のもの)
 - ク、写真2枚(上半身近影5×4cm、申請書に1枚貼付のこと)
 - ケ、健康診断結果(学内で実施した健康診断結果のコピー)

※写真と健康診断結果は、半年以内の撮影または受診結果を提出してください。
- ② 学内へ切日は、在学大学・学校にお問い合わせください。
(当会への応募へ切日 2016年4月28日必着)

4.選考

- ① 第一次選考：在籍学校の担当教官等が選考を行ってください。
※当会への推薦は、各学校から、継続推薦を含め2名以内といたします。
- ② 第二次選考：当会選考委員会、理事会で行います。
 - ①により学校から推薦があったときは、当会選考委員会で選考(個別面接を行うこともあります)を行い、理事会において採否を決定します。
- ③ 通 知：最終選考結果は、学校を通じて、**6月下旬**までに書面で通知します。

5.その他

- ① 応募申込書類は必ず「**大学・学校事務局**」から受け取ってください(大学等に応募書類が到着していない時は、大学等から当会へ請求してください)。第二次選考への**応募は大学・学校事務局経由**としてください。
- ② 第二次選考に応募のあった書類は一切返却しません。
- ③ 奨学金継続受給(進級者のみ)を希望する者は、担当教官等の推薦を受け、推薦書(当会様式)を、学校経由で当会へ提出していただきます。(毎年1月～2月ころ)
- ④ 奨学生は、毎年度末と奨学金支給終了時に、学習報告書(当会様式)を当会事務局へ必ず提出してください。
- ⑤ 申請書に記載された内容及び提出書類はプライバシー保護のため、個人情報として取り扱われます。但し、書類審査及び選考のため、選考委員は閲覧いたしますのでご了承ください。